

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印に該欄は、作業に当たつて制約を受けることとなるので明示する。明示事項に変更が生じた場合及び制約等が発生したときは、甲(発注者)と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

NO.2

明示項目	明示事項	条件及内容
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容 <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 <input type="checkbox"/> 用地及び構造 <input type="checkbox"/> 安全施設 <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 <input type="checkbox"/> その他（ ）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり <input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件 <input type="checkbox"/> 転用あり（ ） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 構造及び設計条件 <input type="checkbox"/> 施工方法（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
残土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 残土処分（自由処分） <input type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用） <input type="checkbox"/> 残土処分（その他） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 残土処分地（ ） <input type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり（ ） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 【注：その他の項目（ ）については、処分地を指定しなければならない場合にのみ記入のこと】 <input type="checkbox"/> 処分地での処理費（ ） <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 支障物件名（ ） <input type="checkbox"/> 移設時期（ ） <input type="checkbox"/> 防護（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容の印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。明示事項に変更が生じた場合は、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
明示事項及び別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

龜山市

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

NO.3

明示項目	明示事項	条件及び内容
排水工（濁水処理を含む）関係	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり <input type="checkbox"/> 水質調査等必要あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 項目及び基準値（ <input type="checkbox"/> 調査項目（ <input type="checkbox"/> その他（ ）
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入方法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 工法区分（ <input type="checkbox"/> 前孔数量（ <input type="checkbox"/> 工法関係（ <input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について <input type="checkbox"/> その他（基礎砂使用にあたって）	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生アスコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。 <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める。 <input type="checkbox"/> 【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 <input type="checkbox"/> その他（六価クロム溶出試験の分析結果証明書を提出すること。）
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり <input type="checkbox"/> 現場発生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 保管場所（ <input type="checkbox"/> 品名（ <input type="checkbox"/> 品名（ <input type="checkbox"/> 時期（平成 年 月 日） <input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 数量（ <input type="checkbox"/> その他（
適用条件		<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通様書（平成28年7月版）を適用 <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案）」 <input type="checkbox"/> その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄には、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない場合は、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

NO.4

明示項目	明示事項	条件及び内容
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施行一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 工事写真 <input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 工事完成図書（試行）	<input type="checkbox"/> 工事写真是電子納品とする。電子媒体の提出部数は、（□ 2部 <input checked="" type="checkbox"/> 1部）とする。 <input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分についてはこの限りでない。電子媒体の提出部数は、（□ 2部 <input type="checkbox"/> 1部）とする。 <input type="checkbox"/> 電子納品の取扱いは「三重県CALIS電子納品運用マニュアル（案）」によるものとする。なお、「試行」とは、正式な成果物は紙納品し、並行して電子納品を試行的に実施するものである。
産業廃棄物		<input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されいないため、譲り受け者が課税対象となつた場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税證明書等を添付して当該工事の発注者に對して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・登録		<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム		<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。
県内企業優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 県内企業優先使用	<input type="checkbox"/> 本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。
不當介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不當介入を受けた場合の措置	<input type="checkbox"/> 暴力団員等による不當介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第10号）を受けた場合の措置について (1)受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第8号）による不當介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することともに、不当介入があつた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。 (2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。 (3)受注者は暴力団員等により不當介入を受けたことから工事に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行ふこと。
工事実態調査	<input type="checkbox"/> 工事実態調査	<input type="checkbox"/> 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約した場合は、工事実態調査に協力すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄には、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び内容の変更が明示されていない場合は、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

龜山市

工事特記仕様書

1 . この仕様書は当該工事にのみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書（以下「公共共仕」という。）及び三重県建設工事執行規則によらなければならない。

2 . 設計図書の照査

2-1 受注者は、契約後すみやかに本市が交付した工事図書の照査を行い、その結果を監督員に報告すること。

3 . 施工計画書

3-1 受注者は、「公共共仕」によるほか、下記の事項に留意して計画をたてること。

- (1) 施工方法の決定にあたっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に留意する。
- (2) 施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況及び現場の施工環境に留意すること。
- (3) 施工計画書は契約後14日以内に監督員に提出しなければならない

3-2 段階確認、材料確認等の計画をたて明記すること。

3-3 受注者は、監督員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。

3-4 施工計画の内容について監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえすみやかに再提出すること。

3-5 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。

4 . 工程表

4-1 施工計画書に従い工程表を提出すること。なお、工程表はネットワークガーネットとする。

5・排水処理

5-1 工事に伴い発生する排水においては、公共用水域等の水質汚濁を防止し周囲の環境に配慮するため、関連法規を遵守し、適切な対策を請負者の責任において講じなければならない。

(1)受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。

(2)受注者は、濁水が搬出される工事にあたつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

(3)濁水の処理に關し、排水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量等を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。

(4)受注者は、濁水の処分に關し、処理状況（収集・運搬・処分）を明確に把握できる写真管理を行うこと。

(5)受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、渾水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処分を実施することとし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

6・現場管理一般

6-1 保安

(1)必要に応じ適切にフェンス、門扉等を設け、関係者以外の者が容易に立入りできない措置を講ずるものとする。
(2)工事施工中の現場管理、安全管理については、本特記仕様書各条項に定めるものを除き、受注者にて措置を図り、責任をもつて事故を未然に防ぐこと。

(3)特に、関係車輌の交通安全対策については、遺漏のないよう執り図ること。

(4)工事施工箇所（影響部分・全面舗装を含む）における掘削等の復旧部分について、1日の作業前および作業後に陥没・沈下および亀裂等の損傷の点検を行い、もし損傷が確認された場合は速やかに補修を行うこと。

6-2 広報等

(1)工事を円滑、効率的に実施するため、受注者は必要に応じて工事内容等を地元住民および通行者に周知せしめるとともに、協力を得るための必要な対策を講じること。
(2)工事箇所の周辺住民に対しては、特に親切を旨として十分協調し、信頼関係を保ちながら工事を進めること。

6-3 職員の駐在

(1)受注者は、工事施工中の作業時間外といえども、非常時の連絡処理ならびに工事現場の警戒取り締まりを行うこと。
(2)異常気象時は、災害防止のため、休日といえども必要に応じ労務者を常駐させなければならない。

7 . 損害補償

- 7-1 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て受注者の負担と責任において行うものとする。
- 7-2 受注者は、工事の影響により損害が発生すると考えられる周辺物件については、請負者で事前に調査を行うこと。
- 7-3 受注者は、工事完了後周辺物件に損害が発生していないか、確認を行うこと。

8 . 瑕疵担保

- 8-1 堀削等により工事施工箇所（影響部分・全面舗装を含む）の復旧部分が陥没、沈下および亀裂等の損傷が生じた場合には、速やかに補修を行うこと。

9 . 竣工時の提出書類

- 9-1 受注者は、工事完了後速やかに「公共共仕」に規定する書類の他、監督員が必要と指示する書類を提出すること。
9-4 完成図を提出すること。
- 10 . 検査
- 10-1 受注者は、現場の基準点を明確にし、検査に必要な器具、機械を準備すること。
- 10-2 受注者は、検査を迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。
- 11 . その他
- 11-1 他工事との調整は監督員及び関係施行者と協議のうえ、工程調整を行うこと。

11-2 工事施工に先立ち、道路占用許可申請書、道路交通障害報告書、道路使用申請書等を速やかに監督員又は、関係機関へ提出すること。

11-3 必要に応じて、当工区の工事説明用回覧板を作成すること。

11-4 受注者の責任により生じた数量、工事費の増加に伴う設計変更是認めない。

11-5 1日の作業時間が午後5時を越えると予想される場合は、午後4時までに監督員にその旨を連絡すること。また、1日の作業が終了次第、監督員に作業終了確認の連絡をすること。

11-6 公共土木工事などの請負作業を実施するにあたっては、環境に配慮すること。

11-7 バックホウ・振動ローラ等の建設機械等については、低騒音型・排出ガス対策型のものを使用すること。

11-8 環境汚染につながる緊急事態がおこった場合に対応できる体制及び資材を整えておくこと。

11-9 提出書類については、可能な限り両面コピーで提出すること。

11-10 工事写真については基本的に電子納品とする。ただし、電子納品が困難な場合は、監督員と協議し承諾を得ること。

11-11 毎月末の履行状況を所定の様式に基づき作成し、翌月3日までに監督員に提出しなければならない。

11-12 農地を一時的に作業ヤード、現場事務所、資材置場、又は仮駐車場として利用する場合は、農地の一時転用など適切な対応を行うこと。

11-13 局地的な大雨に対する下水道工事における安全対策について、情報収集、作業中止基準、対応方法等を施工計画書に記載すること。

11-14 境界確定されている箇所については、座標管理をし、境界鉄等を復元すること。また、道路改良等の計画がなされている場合は、その座標も管理し、ピンの復元をすること。

11-15 As, Co塊、土砂等の処理に伴う運搬業務について、下請を行う場合、部分下請通知書に記載すること。

- 11-16 「亀山市公共建築物等木材利用方針（平成23年4月1日）」第5の1に基づき、間伐材及び木製品を積極的に利用すること。
- 11-17 週間工程表を提出すること。
- 11-18 夜間開放時は不陸整正まで完了し通行上の安全を確保すること。
- 11-19 交通規制について、施工時通行止めで施工可能、ただし歩行者、自転車については通行可能とすること。

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

積算条件

分別解体等の方法

「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法()
	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費 + 受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明（建設リサイクル法12条関係）
少なくとも以下の事項について説明する。
- ・解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
 - ・新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
 - ・工事着手の時期及び工程の概要
 - ・分別解体等の計画
 - ・解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1（建築物に係る解体工事）、別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表3-1、3-2（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当室長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について
契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。
- (1) 解体工事に要する費用
 - (2) 再資源化等に要する費用
 - (3) 分別解体の方法
 - (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地